

2019年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

ポ ー ト 株 式 会 社

代表取締役社長 春日 博文

第8期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は、格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただけますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午後1時
2. 場 所 東京都新宿区新宿6丁目14番1号
新宿区立新宿文化センター 小ホール

3. 目的事項

報告事項：第8期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議案 補欠監査役1名選任の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.theport.jp>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知より、日付の表示方法を和暦から西暦に変更しております。

(添付書類)

## 事業報告

2018年4月1日から

2019年3月31日まで

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境におけるの改善がみられ、穏やかな景気回復基調がみられるものの、米国における保護主義的な通商政策による各国間摩擦等、依然として先行きが不透明な状況が継続しております。

当社が属するインターネットメディア業界において、モバイルにおける運用型広告、動画広告の成長がさらに加速し、「インターネット広告費（媒体費＋制作費）」は1兆7,589億円（前年比116.5%）と5年連続で二桁成長となりました（株式会社電通発表「2018年日本の広告費」）。また、当社の中核サービスである「キャリアパーク！」がターゲットとしている人材産業の市場規模は9兆539億円、そのうち求人広告市場は9,866億円となりました（人材サービス産業の近未来を考える会「2020年の労働市場と人材サービス産業の役割」）。更に足元では引き続き企業からの人材需要が高く、2020年3月卒業予定の大学生・大学院生対象の大卒求人倍率は1.83倍と、前年から0.05ポイント下落したものの、依然として堅調に推移しております（リクルートワークス研究所「大卒求人倍率調査：<http://www.works-i.com/surveys/graduate.html>」）。

このような環境の中、当社においては、「世界中に、アタリマエとシアワセを。」というコーポレート・ミッションのもと、インターネットメディア事業を推進しております。当社の提供しているサービスである、採用コンサルティングサービス、キャリア系メディア「キャリアパーク！」「就活の未来」をはじめ、ファイナンス系メディア「マネット」等の主要インターネットメディアの収益化を全社的に取り組んだ結果、売上が堅調に推移し、利益化に大きく貢献いたしました。その他、メディカル領域等についても収益基盤の確立に着手しており、順次、サービスの提供を開始しております。

こうした取り組みの結果、当期の売上高3,039百万円（前事業年度比57.4%増）、営業利益542百万円（前事業年度は133百万円の営業損失）、経常利益517百万円（前事業年度は136百万円の経常損失）、当期純利益は549百万円（前事業年度は当期純損失137百万円）となりました。

なお、当社の事業セグメントはインターネットメディア事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2018年12月21日に東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q－B o a r dに上場し、公募増資により、1,021百万円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、当社の企業価値向上及び相乗効果による事業拡大を図るため、2019年2月28日付で、デットリペイメント株式会社が運営するインターネットメディアを譲受けております。

(5) 対処すべき課題

① 認知度の向上とユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社の知名度を向上させること、また既存メディアにおけるP D C Aサイクルの強化を進めることにより認知度の向上とユーザー数の拡大に努めてまいります。認知度の向上とユーザー数の拡大については、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

② 継続的な事業の創出

インターネット関連事業は、サービス等の新陳代謝が激しく、一般的にプロダクトライフサイクルが短い傾向にあります。こうした環境の中で継続的な成長を実現するために、当社は、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業に取り組むことが重要であると考えております。

当社は、キャリア系メディア「キャリアパーク！」で構築したビジネスモデルを、ファイナンス系メディア「マネット」、メディカル系メディア「オンラインクリニック」への横展開に成功しており、今後も中長期の競争力確保につながる事業開発のノウハウの蓄積を積極的に行い、インターネット市場向けの新規事業開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

③ リアルプロダクトの拡大

キャリア系メディア「キャリアパーク！」は、当社が目指すビジネスモデルであるインターネットソリューションとリアルプロダクトのクロスセルを実現しており、「キャリアパーク！」で獲得したユーザーを人材会社等へ送客するだけでなく、会員限定のキャリアアドバイス（職業紹介）や就職イベント等のリアル領域にも送客することで収益拡大を実現してまいりました。今後、他の領域でもインターネットメディアによる送客サービスに限らず、各メディアで獲得したビッグデータを活用したリアルプロダクトの開発を進めてまいります。

④ ユーザーのビッグデータの蓄積、解析体制の強化

当社は、多くのユーザーのアクセスログ、所謂ビッグデータを有しており、ユーザーに更なる付加価値を提供するためにも、これらのビッグデータに基づき、独自のサービスを開発していく必要があると考えております。そのため、より一層ビッグデータを独自に解析する体制を強化してまいります。

⑤ 優秀な人材の確保と育成

継続的に成長するために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に当社のサービスの充実や拡大をするためのエンジニア、医師等の専門職、サービスの販売を担当する営業人員の採用を適時行っており、また、当社の経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修を実施していく等、継続的に人材の育成に取り組んでまいります。

⑥ M&Aの活用

新規事業やサービスの拡大のため、M&A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M&Aを行うに当たっては、投資効果はもちろん、対象企業の将来性や当社の運営するインターネットメディアとのシナジーをはじめとした相乗効果を十分に検討した上で、事業領域の拡大と業績の向上につながるM&Aを進めてまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査役監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

⑧ システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社の展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進するなどの対策が必要となります。当社は、これら対策の重要性を認識した上で、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

⑨ 技術革新や事業環境の変化への対応

当社の事業領域であるインターネット関連市場は、技術革新のスピードが速く、次々と新規参入企業が出現するなど、変化のスピードの早い環境となっております。

当社は、このような変化に対しても迅速に対応し、インターネットメディアの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大するため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

これらの対応を進める中では、キャリア、ファイナンス、メディカルという人の生活にとって無くてはならない領域における多くのユーザー、多くのアクセスログを有することとなるため、解析をはじめとした技術革新を続けることは当社にとって必要不可欠であると考えます。

## (6) 財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別                                                      | 2015年度<br>第 5 期 | 2016年度<br>第 6 期 | 2017年度<br>第 7 期 | 2018年度<br>第 8 期 |
|----------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売 上 高 (百万円)                                                    | 600             | 942             | 1,931           | 3,039           |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (百万円)                             | △328            | △292            | △136            | 517             |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (百万円)                         | △383            | △294            | △137            | 549             |
| 1 株 当 た り 当 期<br>純 利 益 又 は<br>1 株 当 た り 当 期<br>純 損 失 ( △ ) (円) | △52.02          | △31.84          | △13.61          | 50.22           |
| 総 資 産 (百万円)                                                    | 817             | 675             | 1,291           | 3,482           |
| 純 資 産 (百万円)                                                    | 315             | 38              | 520             | 2,091           |

(注) 1. 当社は、2016年1月24日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。このため、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

2. 第5期から第7期の数値については、会社法第436条第2項第1号に規定する会計監査人の監査を受けておりません。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

| 事業区分          | 事業内容                                                                                                            |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| インターネットメディア事業 | (1) キャリア系インターネットメディアサービス<br>(2) ファイナンス系インターネットメディアサービス<br>(3) メディカル系インターネットメディアサービス<br>(4) リーガル系インターネットメディアサービス |

(9) 主要な営業所及び工場 (2019年 3月31日現在)

| 名称          | 所在地    |
|-------------|--------|
| 本社          | 東京都新宿区 |
| 新宿サテライトオフィス | 東京都新宿区 |
| 日南サテライトオフィス | 宮崎県日南市 |

(10) 従業員の状況 (2019年 3月31日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 |
|------|-----------|
| 157名 | 25名増      |

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（アルバイト社員）の29名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2019年 3月31日現在)

(単位:百万円)

| 借入先         | 借入金残高 |
|-------------|-------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 250   |
| 株式会社三井住友銀行  | 206   |

(12) その他株式会社の現況に関する重要な事項

2018年12月21日をもって、当社株式は東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-B o a r dに上場しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 42,908,600株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,477,150株 |
| (3) 株主数      | 5,284名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株主名                                   | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|---------------------------------------|---------|---------|
| 春日 博文                                 | 4,066   | 35.42   |
| Samurai Incubate Fund 2号投資事業有限責任組合    | 1,187   | 10.34   |
| BBH (LUX) FOR FIL CORPORATE PORTFOLIO | 607     | 5.29    |
| グローバル・ブレイン5号投資事業有限責任組合                | 519     | 4.52    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）               | 510     | 4.44    |
| JAPAN VENTURES I L.P.                 | 468     | 4.08    |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL           | 459     | 4.00    |
| 丸山 侑佑                                 | 360     | 3.13    |
| 野村信託銀行株式会社（投信口）                       | 258     | 2.24    |
| 三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合                | 211     | 1.83    |

（注）自己株式は所有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

1. 2018年9月3日開催の株主総会決議により、株式分割に伴う定款の変更を行い、2018年9月4日付で発行可能株式総数は38,758,600株増加しております。
2. 株主からの取得請求権行使に基づき、2018年8月28日付でA種優先株式282,211株、B種優先株式93,004株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ282,211株、93,004株交付しております。また、2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月3日付で保有するA種優先株式、B種優先株式をすべて消却しております。
3. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は9,654,435株増加しております。
4. 2018年12月20日を払込期日とする公募による新株発行により、発行済株式の総数が750,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ510百万円増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

#### 第5回新株予約権

|                        |                   |                                  |                           |
|------------------------|-------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2017年7月18日                       |                           |
| 新株予約権の数                |                   | 16,574個                          |                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 165,740株<br>(新株予約権1個につき10株) |                           |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない              |                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 |                   | 新株予約権1個当たり2,300円<br>(1株当たり230円)  |                           |
| 権利行使期間                 |                   | 2019年7月19日から<br>2027年7月18日まで     |                           |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                            |                           |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数      | 16,574個<br>165,740株<br>2人 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数      | 0個<br>0株<br>0人            |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数      | 0個<br>0株<br>0人            |

(注) 1. 行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
  - ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。
  - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
  - ④ 新株予約権の1個を分割して行使することはできないものとする。
2. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価値」が調整されております。

## 第5－②回新株予約権

|                        |                   |                                  |                           |
|------------------------|-------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2018年3月13日                       |                           |
| 新株予約権の数                |                   | 19,466個                          |                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 194,660株<br>(新株予約権1個につき10株) |                           |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない              |                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値 |                   | 新株予約権1個当たり2,300円<br>(1株当たり230円)  |                           |
| 権利行使期間                 |                   | 2020年3月14日から<br>2028年3月13日まで     |                           |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1                            |                           |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数      | 19,466個<br>194,660株<br>3人 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数      | 0個<br>0株<br>0人            |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数      | 0個<br>0株<br>0人            |

### (注) 1. 行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下(i)から(ii)までの期間ごとに、以下(i)から(ii)に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
  - (i) 株式公開の日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して2年を経過した日以降に、割当数の2分の1を上限として行使することができる。
  - (ii) 権利行使開始日から起算して3年を経過した日からは、割当数の全てを行使することができる。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④ 新株予約権の1個を分割して行使することはできないものとする。

2. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価値」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

| 地位        | 氏名            | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                   |
|-----------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 春日博文          | CEO                                                                                            |
| 取締役副社長    | 丸山侑佑          | COO                                                                                            |
| 取締役       | 加藤広晃          | 加藤会計事務所所長                                                                                      |
| 取締役(社外)   | 馬渕邦美          | Facebook Japan株式会社 Director                                                                    |
| 常勤監査役(社外) | 磯部寛           |                                                                                                |
| 監査役(社外)   | 樋口俊輔          | 税理士法人樋口税務事務所 代表社員<br>株式会社樋口会計事務所 代表取締役<br>地盤ネットホールディングス株式会社<br>社外監査役<br>マジェスティゴルフ株式会社<br>社外監査役 |
| 監査役(社外)   | 橋本綾子<br>(成綾子) | 東京神谷町総合法律事務所                                                                                   |

(注) 1. 取締役馬渕邦美氏は、社外取締役であります。

2. 監査役磯部寛氏、樋口俊輔氏及び橋本綾子(成綾子)氏は、社外監査役であります。

3. 監査役樋口俊輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役橋本綾子(成綾子)氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役馬渕邦美氏、監査役磯部寛氏、監査役樋口俊輔氏及び監査役橋本綾子(成綾子)氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 当事業年度中に辞任した取締役及び監査役

| 氏名     | 辞任日       | 辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況                          |
|--------|-----------|----------------------------------------------|
| 村田 純一  | 2018年9月3日 | 取締役（社外）<br>Eight Roads Ventures Japan プリンシパル |
| 上條 富次生 | 2018年9月3日 | 監査役（社外）                                      |

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役及び監査役がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分               | 人数         | 報酬等の総額                |
|------------------|------------|-----------------------|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 4名<br>（1名） | 35,595千円<br>（2,100千円） |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 4名<br>（4名） | 5,860千円<br>（5,860千円）  |
| 合計               | 8名         | 41,455千円              |

（注） 1. 取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第7回定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分は年額80,000千円以内）と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2016年1月18日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

2. 当事業年度末の監査役の支給人数には、2018年9月3日をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名                 | 主な活動状況                                                                                                                                           |
|-----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 馬 洵 邦 美            | 就任後開催の取締役会13回中13回に出席し、議案審議等に対し、複数の事業会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適切な発言を行っております。                                                                    |
| 取締役 | 村 田 純 一            | 就任中開催の取締役会7回中7回に出席し、議案審議等に対し、金融業界を通じて培った豊富な経験と知識から、適宜発言を行っております。                                                                                 |
| 監査役 | 磯 部 寛              | 当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席し、議案審議等に対し、複数社での経営管理や監査役の経験等、豊富な経験と幅広い見識から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監査役 | 樋 口 俊 輔            | 当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席し、議案審議等に対し、公認会計士としての専門的知見から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                |
| 監査役 | 橋 本 綾 子<br>(成 綾 子) | 就任後開催の取締役会13回中13回に出席し、議案審議等に対し、弁護士としての専門的知見から、適宜意見を述べております。また、就任後開催の監査役会には8回中8回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                        |
| 監査役 | 上 條 富次生            | 就任中開催の取締役会7回中7回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また、就任中開催の監査役会には7回中7回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                                |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 23百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性と専門性、継続した相当な監査状況及び報酬の水準を評価し、適当であると判断しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

2018年4月17日開催の当社取締役会において、会社法第362条第4項第6号に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しました。

1. 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役会を原則として毎月1回開催することに加え、必要があるときは臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行状況を監督する。
  - (2) 取締役及び使用人は取締役会規程、業務分掌規程等の社内規程に従い業務を執行する。
  - (3) 取締役及び使用人は法令又は定款に関する違反が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。
2. 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項
  - (1) 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理については、取締役会議事録、その他の重要な文書及び情報は書面又は電磁的記録媒体等へ記録し、文書管理規程の定めに従い、適正に保存及び管理する。
  - (2) 取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的リスクについては経営管理部が中心となり、代表取締役社長が統括する。
  - (2) 不測の事態が発生した場合は代表取締役社長を対策責任者として、取締役、監査役及び代表取締役社長が指名した使用人により構成された対策会議において対応を行い、損害の拡大を防止する。
  - (3) 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
  - (2) 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。
  - (3) 取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - (1) 子会社の事業規模等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
    - (2) 各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し、前項の報告すべき事項がすべて報告されていることを確認する。
  - ② 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
    - (1) グループ全体のリスクについては各子会社の代表取締役社長及び当社の管理部門が中心となりリスクを管理し、当社代表取締役社長が統括する。
    - (2) 不測の事態が発生した場合の対策責任者については、各子会社の事業規模等を考慮の上、子会社ごとに取り決める。
  - ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - (1) 各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、経営指導を通じ職務の執行が効率的に行われるよう指導する。
  - ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - (1) 各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席を通じて職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
    - (2) 各子会社も原則として当社の内部監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
  - (2) 監査役の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査役に事前の同意を得る。
  - (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。
7. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
  - (2) 取締役及び使用人は重大な法令・定款違反もしくは当社の事業に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対し、いかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。
- (2) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

- (1) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。
- (2) 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努める。
- (2) 監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(当該体制の運用状況)

- (1) 当事業年度は取締役会を20回開催しております。経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- (2) 当事業年度は監査役会を15回開催しております。監査役会を通じて監査役相互の情報共有を図るほか、各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、各監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に三者ミーティングを行うなど連携を密にし、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

# 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   | 科 目               | 金 額   |
|-----------------|-------|-------------------|-------|
| (資 産 の 部)       |       | (負 債 の 部)         |       |
| 流 動 資 産         | 3,095 | 流 動 負 債           | 1,209 |
| 現 金 及 び 預 金     | 2,395 | 買 掛 金             | 53    |
| 売 掛 金           | 594   | 短 期 借 入 金         | 379   |
| 前 払 費 用         | 20    | 1 年 内 返 済 予 定 の   | 209   |
| そ の 他           | 86    | 長 期 借 入 金         | 187   |
| 貸 倒 引 当 金       | △1    | 未 払 金             | 18    |
| 固 定 資 産         | 379   | 未 払 費 用           | 93    |
| 有 形 固 定 資 産     | 31    | 未 払 法 人 税 等       | 79    |
| 建 物             | 13    | 未 払 消 費 税 等       | 134   |
| 工具、器具及び備品       | 18    | 前 受 金             | 12    |
| 無 形 固 定 資 産     | 171   | 預 り 金             | 15    |
| の れ ん           | 123   | 返 金 引 当 金         | 25    |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 48    | そ の 他             | 181   |
| そ の 他           | 0     | 固 定 負 債           | 150   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 176   | 長 期 借 入 金         | 25    |
| 投 資 有 価 証 券     | 5     | 資 産 除 去 債 務       | 4     |
| 敷 金             | 51    | そ の 他             |       |
| 繰 延 税 金 資 産     | 118   | 負 債 合 計           | 1,391 |
| そ の 他           | 0     | (純 資 産 の 部)       |       |
| 繰 延 資 産         | 7     | 株 主 資 本           |       |
| 株 式 交 付 費       | 7     | 資 本 金             | 800   |
|                 |       | 資 本 剰 余 金         | 741   |
|                 |       | 資 本 準 備 金         | 741   |
|                 |       | 利 益 剰 余 金         | 549   |
|                 |       | そ の 他 利 益 剰 余 金   | 549   |
|                 |       | 繰 越 利 益 剰 余 金     | 549   |
|                 |       | 純 資 産 合 計         | 2,091 |
| 資 産 合 計         | 3,482 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 3,482 |

# 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額  |       |
|-----------------|------|-------|
| 売 上 高           |      | 3,039 |
| 売 上 原 価         |      | 603   |
| 売 上 総 利 益       |      | 2,435 |
| 販売費及び一般管理費      |      | 1,893 |
| 営 業 利 益         |      | 542   |
| 営 業 外 収 益       |      |       |
| 助 成 金 収 入       | 12   |       |
| そ の 他           | 1    | 13    |
| 営 業 外 費 用       |      |       |
| 支 払 利 息         | 7    |       |
| 株 式 公 開 費 用     | 11   |       |
| 支 払 手 数 料       | 7    |       |
| 支 払 報 酬         | 6    |       |
| そ の 他           | 5    | 38    |
| 経 常 利 益         |      | 517   |
| 特 別 損 失         |      |       |
| 事 務 所 移 転 費 用   | 3    | 3     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |      | 513   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 76   |       |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △111 | △35   |
| 当 期 純 利 益       |      | 549   |

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 残高及び変動事由            | 株 主 資 本 |           |                 |               |                 |               |             | 純 資 産 計 合 |
|---------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-------------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金       |               | 株 主 資 本 合 計 |           |
|                     |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |             |           |
|                     |         |           |                 |               | 繰 越 利 益 剰 余 金   |               |             |           |
| 2018年4月1日残高         | 290     | 368       | —               | 368           | △137            | △137          | 520         | 520       |
| 当期変動額               |         |           |                 |               |                 |               |             |           |
| 新株の発行               | 510     | 510       | —               | 510           | —               | —             | 1,021       | 1,021     |
| 準備金から剰余金への振替        | —       | △137      | 137             | —             | —               | —             | —           | —         |
| 欠損填補                | —       | —         | △137            | △137          | 137             | 137           | —           | —         |
| 当期純利益               | —       | —         | —               | —             | 549             | 549           | 549         | 549       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —       | —         | —               | —             | —               | —             | —           | —         |
| 当期変動額合計             | 510     | 373       | —               | 373           | 686             | 686           | 1,570       | 1,570     |
| 2019年3月31日残高        | 800     | 741       | —               | 741           | 549             | 549           | 2,091       | 2,091     |

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

無形固定資産……………定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

#### 3. 重要な引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 返金引当金

人材紹介サービスにおける紹介手数料の将来の返金に備えるため、将来発生すると見込まれる返金見込額を計上しております。

#### 4. のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法で償却しております。

#### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**(表示方法の変更)**

**貸借対照表関係**

前事業年度において区分掲記しておりました「未収入金」(当事業年度3百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

**損益計算書関係**

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「支払手数料」(前事業年度0百万円)及び「支払報酬」(前事業年度0百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

**(貸借対照表に関する注記)**

|                |       |
|----------------|-------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 15百万円 |
|----------------|-------|

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 11,477,150株 |
|------|-------------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

|          |        |
|----------|--------|
| 繰越欠損金    | 148百万円 |
| 資産調整勘定   | 40 "   |
| 未収入金     | 11 "   |
| 減損損失     | 6 "    |
| 資産除去債務   | 7 "    |
| 減価償却超過額  | 0 "    |
| その他      | 15 "   |
| 繰延税金資産小計 | 230百万円 |
| 評価性引当額   | △110 " |
| 繰延税金資産合計 | 119百万円 |

繰延税金負債

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1百万円  |
| 繰延税金負債合計        | △1 "   |
| 繰延税金負債純額        | 118百万円 |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、一部の取引については前受金を受領し信用リスクの軽減を図っております。敷金は当社が入居している事務所の不動産賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等はほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。借入金は主に設備投資に必要な資金や運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長3年後であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：百万円）

|                                    | 貸借対照表計上額 | 時価    | 差額 |
|------------------------------------|----------|-------|----|
| (1) 現金及び預金                         | 2,395    | 2,395 | —  |
| (2) 売掛金                            | 594      |       |    |
| 貸倒引当金（※1）                          | △1       |       |    |
|                                    | 592      | 592   | —  |
| (3) 敷金                             | 51       | 51    | —  |
| 資 産 計                              | 3,039    | 3,039 | —  |
| (1) 買掛金                            | 53       | 53    | —  |
| (2) 短期借入金                          | 379      | 379   | —  |
| (3) 未払金                            | 187      | 187   | —  |
| (4) 未払法人税等                         | 93       | 93    | —  |
| (5) 未払消費税等                         | 79       | 79    | —  |
| (6) 長期借入金<br>（1年内返済予定の長期<br>借入金含む） | 360      | 356   | △4 |
| 負 債 計                              | 1,154    | 1,150 | △4 |

（※1） 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2） 前事業年度において区分掲記しておりました「預り金」（当事業年度12百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度においては表示しておりません。

また、「未払法人税等」は、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価は、合理的に見積もった支払予定時期に基づき算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく割引率で割引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、及び(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価は、元金金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

| 区分    | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 5        |

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|        | 1年以内  | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------|-------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 2,395 | —       | —        | —    |
| 売掛金    | 594   | —       | —        | —    |
| 敷金(※)  | 8     | 43      | —        | —    |
| 合 計    | 2,998 | 43      | —        | —    |

(※) 敷金は合理的に見積もった支払予定時期によっております。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

|                         | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------------------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む。） | 209  | 105         | 45          | —           | —           | —   |
| 合 計                     | 209  | 105         | 45          | —           | —           | —   |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 182円21銭

1株当たり当期純利益 50円22銭

(注) 当社は、2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合等に関する注記)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 デットリペイメント株式会社

事業の内容 インターネットメディアの運営

② 企業結合を行った主な理由

当社の企業価値向上及び相乗効果による事業拡大を図ることを目的としております。

③ 企業結合日

2019年2月28日

④ 企業結合の法的形式

事業譲受

⑤ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする事業譲受であるためであります。

(2) 計算書類に含まれている被取得事業の業績の期間

2019年3月1日から2019年3月31日

(3) 被取得事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |        |
|-------|----|--------|
| 取得の対価 | 現金 | 148百万円 |
|-------|----|--------|

---

|      |  |        |
|------|--|--------|
| 取得原価 |  | 148百万円 |
|------|--|--------|

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

仲介手数料等 12百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

116百万円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したもの

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

ソフトウェア 24百万円

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

ポート株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ポート株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

ポート株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）磯 部 寛 ⑩

監査役（社外監査役）樋 口 俊 輔 ⑩

監査役（社外監査役）橋 本 綾 子 ⑩  
( 成 綾 子 )

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。その任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                               | 略歴<br>(重要な兼職の状況) |                                            | 所有する当社の<br>株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------|----------------|
| よし だ ひろ し<br>吉 田 浩 史<br>(1964年 4 月 28日)                                                    | 1987年 4 月        | 株式会社両毛システムズ<br>入社<br>経理部マネージャー             | —              |
|                                                                                            | 2000年10月         | 株式会社テイク・グッド・<br>ケア 入社<br>経営企画室長（取締役）       |                |
|                                                                                            | 2003年 9 月        | EAG株式会社 入社<br>管理部部長                        |                |
|                                                                                            | 2008年 1 月        | マーズ株式会社（現 グリ<br>ー株式会社子会社） 入社<br>管理部部長（取締役） |                |
|                                                                                            | 2012年 1 月        | グリー株式会社 入社                                 |                |
|                                                                                            | 2014年 4 月        | 当社 入社<br>経営管理部部長 就任<br>当社取締役 就任            |                |
|                                                                                            | 2017年 5 月        | 当社内部監査室長（現任）                               |                |
| 【補欠監査役候補者とした理由】<br>吉田浩史氏は、複数の要職で培われた幅広い見識を有しており、客観的に適切な<br>監査を行っていただけると判断したため、候補者といいたしました。 |                  |                                            |                |

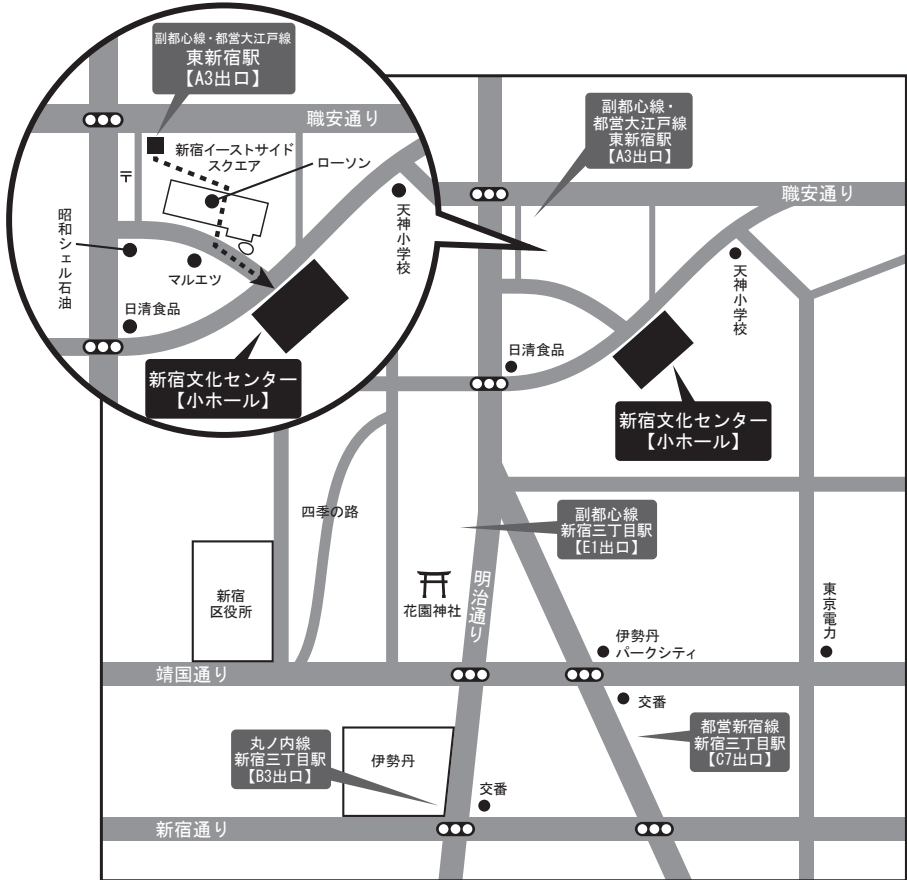
（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 吉田浩史氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第 1 項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区新宿6丁目14番1号  
新宿区立新宿文化センター 小ホール



- 交通案内 ●東京メトロ副都心線・都営大江戸線「東新宿」駅……A3出口徒歩5分  
●東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅……E1出口徒歩7分  
●都営新宿線「新宿三丁目」駅……C7出口徒歩10分  
●東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅……B3出口（伊勢丹前）徒歩11分

お願い 株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。